



# 目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市地域公共交通会議条例及び多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例…	1
議案甲第 2 号	多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例…	4
議案甲第 3 号	多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…	6
議案甲第 4 号	多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例…	8
議案甲第 5 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例…	9
議案甲第 6 号	多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例…	1 2
議案甲第 7 号	多久市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例…	1 4
議案甲第 8 号	多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例…	1 6
議案甲第 9 号	多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	1 9

議案甲第10号	市道路線の廃止について……………	21
議案甲第11号	市道路線の認定について……………	24
議案乙第3号	令和6年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第4号	令和6年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…	別冊
議案乙第5号	令和6年度多久市土地区画整理事業特別会計予算…	別冊
議案乙第6号	令和6年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第7号	令和6年度多久市国民健康保険事業特別会計予算…	別冊
議案乙第8号	令和6年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案乙第9号	令和6年度多久市病院事業会計予算……………	別冊
議案乙第10号	令和6年度多久市下水道事業会計予算……………	別冊
議案乙第11号	令和5年度多久市一般会計補正予算（第10号）…	別冊
議案乙第12号	令和5年度多久市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第2号）……………	別冊

議案乙第13号	令和5年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）……………別冊
議案乙第14号	令和5年度多久市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）……………別冊
議案乙第15号	令和5年度多久市病院事業会計補正予算（第2号）…別冊
議案乙第16号	令和5年度多久市下水道事業会計補正予算 （第4号）……………別冊

議案甲第1号

多久市地域公共交通会議条例及び多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(多久市地域公共交通会議条例の一部改正)

第1条 多久市地域公共交通会議条例(平成25年多久市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び運賃、料金」を削る。

第11条を第12条とし、第10条中「交通会議」の次に「及び協議会」を加え、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(運賃協議会)

第10条 道路運送法第9条第4項の規定に基づき、乗合旅客運送の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議するため、多久市運賃協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、交通会議の委員のうちから次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者代表をもって構成する。

(1) 各町嘱託員会代表のうち市長が指名する者

(2) 佐賀運輸支局長の指名する者

(3) 副市長及び市職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 協議会に会長をおき、副市長をもってこれに充てる。

4 協議会の会長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 協議会の会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ協議会の会長が指名する者がその職務を代理する。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、協議会の会長の決するところによる。

(多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和33年多久市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

地域公共交通会議委員	日額	5,100円
男女共同参画推進市民委員会委員	日額	5,100円

を

「

地域公共交通会議委員	日額	5,100円
運賃協議会委員	日額	5,100円
男女共同参画推進市民委員会委員	日額	5,100円

に改め、同表の備考

」

に次の1項を加える。

4 地域公共交通会議及び運賃協議会を同日に行う場合は、運賃協議会委員の報酬は、支給しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

道路運送法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第 2 号

### 多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

多久市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年多久市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (7) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

- (8) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 2 項中「法別表第 2 に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 日



多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第3号

多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年多久市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「並びに勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第20条の3」を「第21条」に改め、「第20条第5項」の次に「及び第21条第4項」を、「月額」との次に「、給与条例第21条第3項中「給料の月額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員にあっては「規則で定める報酬の額」と」を加える。

(多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 多久市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多久市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第4号

### 多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「看護の業務に従事した職員に」を「看護師、准看護師及び看護補助者に対し、」に改める。

附則第6項中「12,000円」を「、看護師及び准看護師にあつては12,000円、看護補助者にあつては6,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、支給額に別に定める額を加算することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和6年2月1日から適用する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

#### （提案理由）

市立病院に勤務する看護補助者の処遇を改善するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第5号

### 多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.02」を「100分の10.16」に改める。

第4条中「25,400円」を「26,300円」に改める。

第5条第1号中「28,200円」を「30,200円」に改め、同条第2号中「14,100円」を「15,100円」に改め、同条第3号中「21,150円」を「22,650円」に改める。

第6条中「100分の2.85」を「100分の3.08」に改める。

第7条中「7,100円」を「7,800円」に改める。

第7条の2第1号中「7,600円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「6,225円」に改める。

第8条中「100分の2.11」を「100分の2.39」に改める。

第9条中「9,200円」を「9,800円」に改める。

第9条の2中「4,400円」を「4,800円」に改める。

第21条第1号ア中「17,780円」を「18,410円」に改め、同号イ(ア)中「19,740円」を「21,140円」に改め、同号イ(イ)中「9,870円」を「10,570円」に改め、同号イ(ウ)中「14,805円」を「15,855円」に改め、同号ウ中「4,970円」を「5,460円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「5,810円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「2,905円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「4,358円」に改め、同号オ中「6,440円」を「6,860円」に改め、同号カ中「3,080円」を「3,360円」に改め、同条第2号ア中

「12, 700円」を「13, 150円」に改め、同号イ(ア)中「14, 100円」を「15, 100円」に改め、同号イ(イ)中「7, 050円」を「7, 550円」に改め、同号イ(ウ)中「10, 575円」を「11, 325円」に改め、同号ウ中「3, 550円」を「3, 900円」に改め、同号エ(ア)中「3, 800円」を「4, 150円」に改め、同号エ(イ)中「1, 900円」を「2, 075円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 850円」を「3, 113円」に改め、同号オ中「4, 600円」を「4, 900円」に改め、同号カ中「2, 200円」を「2, 400円」に改め、同条第3号ア中「5, 080円」を「5, 260円」に改め、同号イ(ア)中「5, 640円」を「6, 040円」に改め、同号イ(イ)中「2, 820円」を「3, 020円」に改め、同号イ(ウ)中「4, 230円」を「4, 530円」に改め、同号ウ中「1, 420円」を「1, 560円」に改め、同号エ(ア)中「1, 520円」を「1, 660円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「830円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 140円」を「1, 245円」に改め、同号オ中「1, 840円」を「1, 960円」に改め、同号カ中「880円」を「960円」に改める。

第21条の3第1号ア中「3, 810円」を「3, 945円」に改め、同号イ中「6, 350円」を「6, 575円」に改め、同号ウ中「10, 160円」を「10, 520円」に改め、同号エ中「12, 700円」を「13, 150円」に改め、同条第2号ア中「1, 065円」を「1, 170円」に改め、同号イ中「1, 775円」を「1, 950円」に改め、同号ウ中「2, 840円」を「3, 120円」に改め、同号エ中「3, 550円」を「3, 900円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 6 号

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成 5 年多久市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

し尿処理 手数料	収集及び処分	18 リットルごとに（18 リットル未満は 18 リッ トルとして計算）	186 円
-------------	--------	--	-------

を

」

「

し尿処理 手数料	収集及び処分	18 リットルごとに（18 リットル未満は 18 リッ トルとして計算）	216 円
-------------	--------	--	-------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定は、前項に規定する日以後に行うし尿処理に係る手数料について適用し、同日前に行うし尿処理に係る手数料については、なお従前の例による。



上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

し尿処理手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第7号

### 多久市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

多久市空家等の適切な管理に関する条例（平成24年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「法第2条第2項」の次に「及び法第13条第1項」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する空家等をいう。

第6条中「特定空家等は、法第14条」を「特定空家等にあつては、法第22条」に改め、「措置を」の次に「、管理不全空家等にあつては、法第13条の規定による措置を」を加える。

第7条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第10条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第11条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第 8 号

### 多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例（昭和 41 年多久市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 2 項を加える。

- 2 融資金を償還中（据置期間中のものを除く。）の中小企業者に対する貸付けは、前項第 1 号に定める限度額から貸付残額を差し引いた額を限度とし、再貸付けを行うことができるものとする。この場合において、償還中の融資金の貸付数は 2 口を超えてはならない。
- 3 運転資金は、融資金の借入残高が当該借入額の 2 分の 1 以下である場合、一度に限り借換え資金として使用することができる。

第 9 条を次のように改める。

（融資の申込）

第 9 条 融資を受けようとするものは、次に掲げる書類を融資機関に提出するものとする。

- （1） 融資機関が定める借入申込書
- （2） 保証協会が定める信用保証委託申込書
- （3） 市税を完納していることの証明書
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、融資機関が必要と認める書類

第 10 条及び第 11 条第 2 項中「市長」を「融資機関」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（貸付けの報告）

第 13 条 融資機関は、融資金の貸付けを行ったときは、貸付後 10 日以内に多久市中小企業融資金貸付報告書（様式第 1 号）により市長に報告しなければならない。

2 融資機関は、各月末における融資金の貸付状況について翌月10日までに市長に報告しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

別紙

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

中小企業融資金の貸付けを迅速に実施するため、条例の一部を改正する必要がある。

様式第1号（第13条関係）

多久市中小企業融資金貸付報告書					
以下のとおり貸付けを実施しましたので、多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例第13条第1項の規定により報告いたします。					
年 月 日					
多久市長 様		金融機関名		印	
代表者氏名					
保証番号	貸付日	年 月 日	貸付方法	手形貸付	
	保証日	年 月 日		証書貸付	
保証料率	%		保証料	円	
貸付金額	円		貸付期間	月	
			貸付利率	%	
債務者	住 所		業 種	資 本 金	
				円	
	氏 名		経営年数	従業員数	
				人	
貸付用途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金				
償還方法	据置期間（ 月）				
保証人氏名					
担 保	種 類	数 量	金 額		
			円		
備 考					

議案甲第9号

多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和41年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(多久市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 多久市下水道事業の設置等に関する条例（令和4年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。



議案甲第10号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
824	山犬原前田線	北多久町大字小侍 188 番 9 地先
		北多久町大字小侍 4516 番 1 地先
895	多久原中多久線	北多久町大字多久原 2426 番 6 地先
		北多久町大字多久原 2463 番 2 地先

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

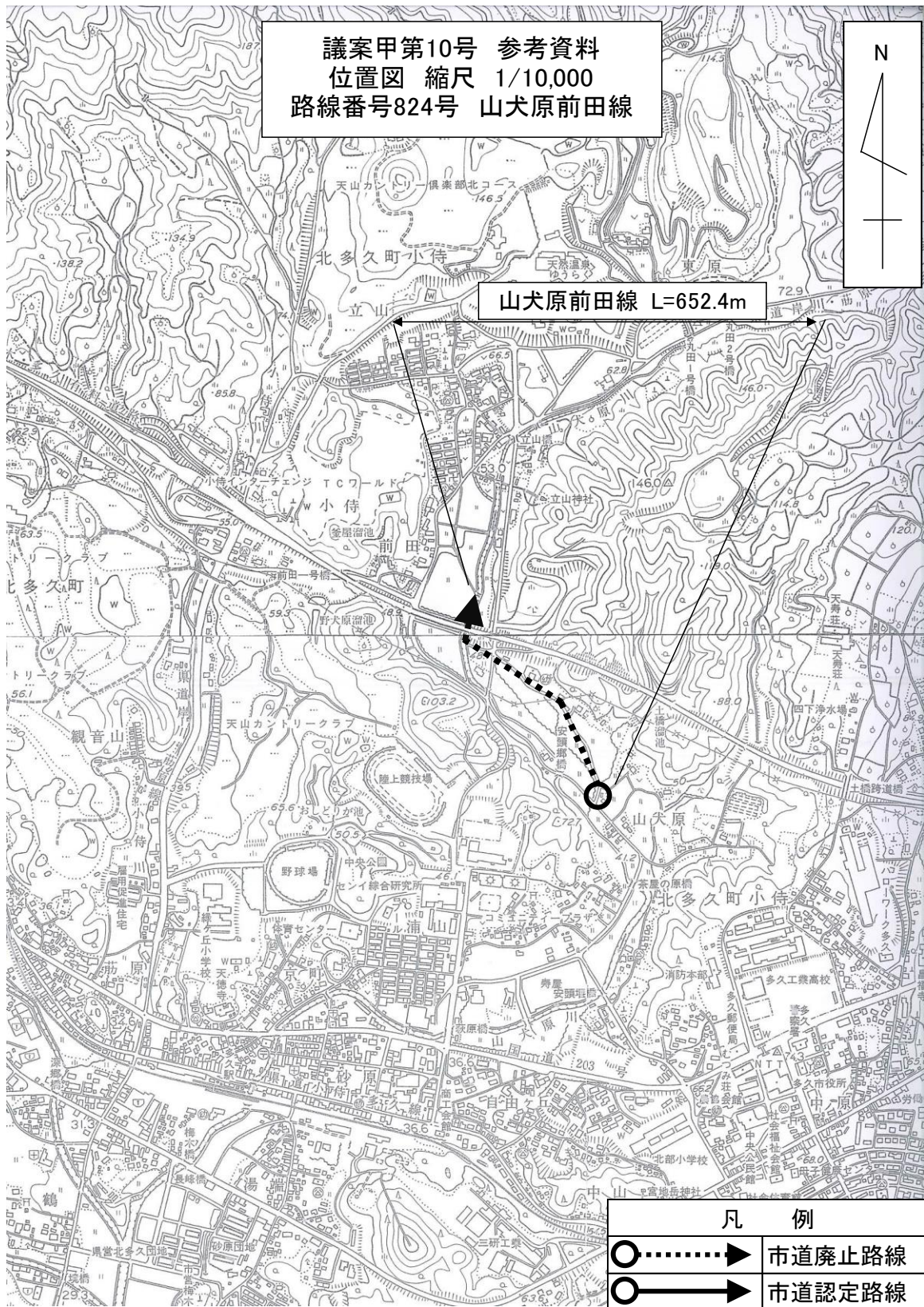
（提案理由）

市道路線の見直しにより、2路線を廃止する必要があるため、この案を提案する。

議案甲第10号 参考資料  
 位置図 縮尺 1/10,000  
 路線番号824号 山犬原前田線



山犬原前田線 L=652.4m



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線



議案甲第 1 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
824	山犬原前田線	北多久町大字小侍 188 番 9 地先
		北多久町大字小侍 5552 番 5 地先
895	多久原中多久線	北多久町大字多久原 7520 番地先
		北多久町大字多久原 2463 番 2 地先
898	両の原線	北多久町大字多久原 1770 番 6 地先
		北多久町大字多久原 7816 番地先
1038	十原 3 号線	北多久町大字小侍 1245 番 17 地先
		北多久町大字小侍 1245 番 5 地先
1039	十原 4 号線	北多久町大字小侍 1245 番 17 地先
		北多久町大字小侍 1245 番 19 地先
1040	十原 5 号線	北多久町大字小侍 1245 番 28 地先
		北多久町大字小侍 1283 番 3 地先
1041	十原 6 号線	北多久町大字小侍 1245 番 28 地先
		北多久町大字小侍 1283 番 1 地先
1042	両の原 4 号線	北多久町大字多久原 1526 番 18 地先
		北多久町大字多久原 1526 番 4 地先
1043	両の原 5 号線	北多久町大字多久原 1526 番 17 地先
		北多久町大字多久原 1526 番 14 地先
1044	両の原 6 号線	北多久町大字多久原 1537 番 1 地先
		北多久町大字多久原 1526 番 13 地先
1045	両の原 7 号線	北多久町大字多久原 1526 番 12 地先
		北多久町大字多久原 1567 番 2 地先

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

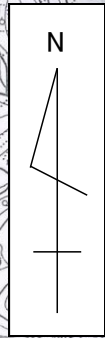
多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

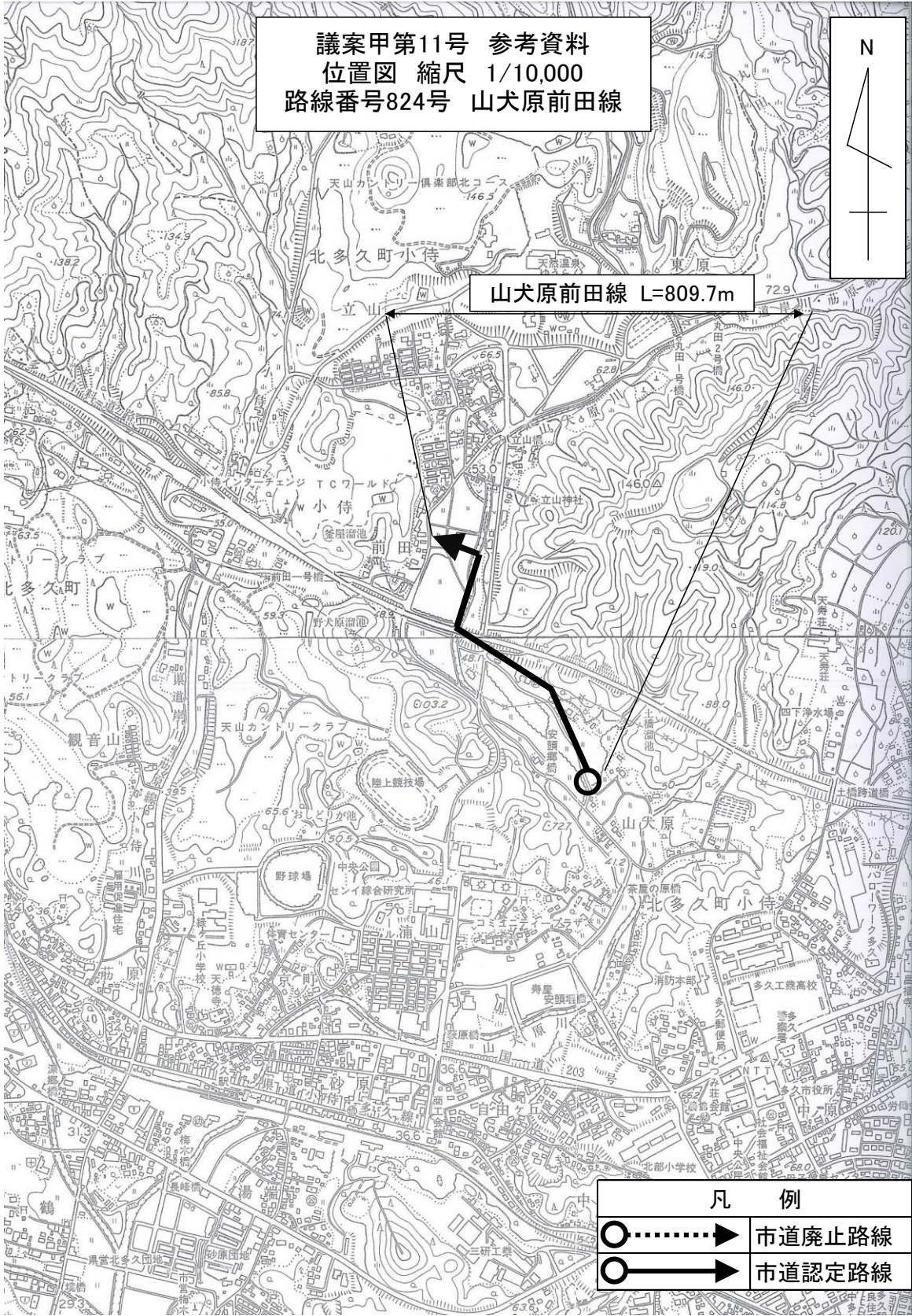
新規11路線を認定する必要があるため、この案を提案する。



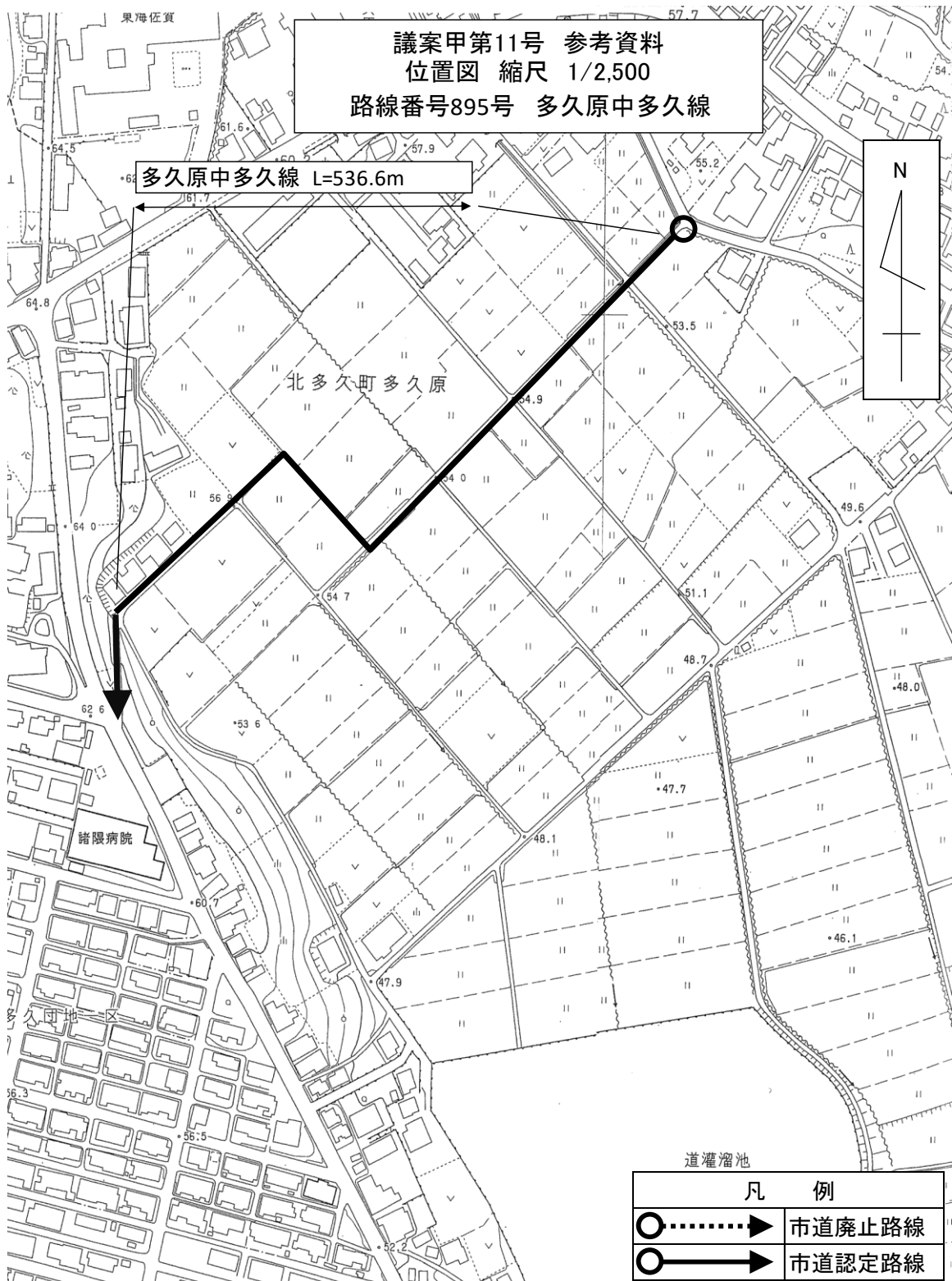
議案甲第11号 参考資料  
 位置図 縮尺 1/10,000  
 路線番号824号 山犬原前田線



山犬原前田線 L=809.7m

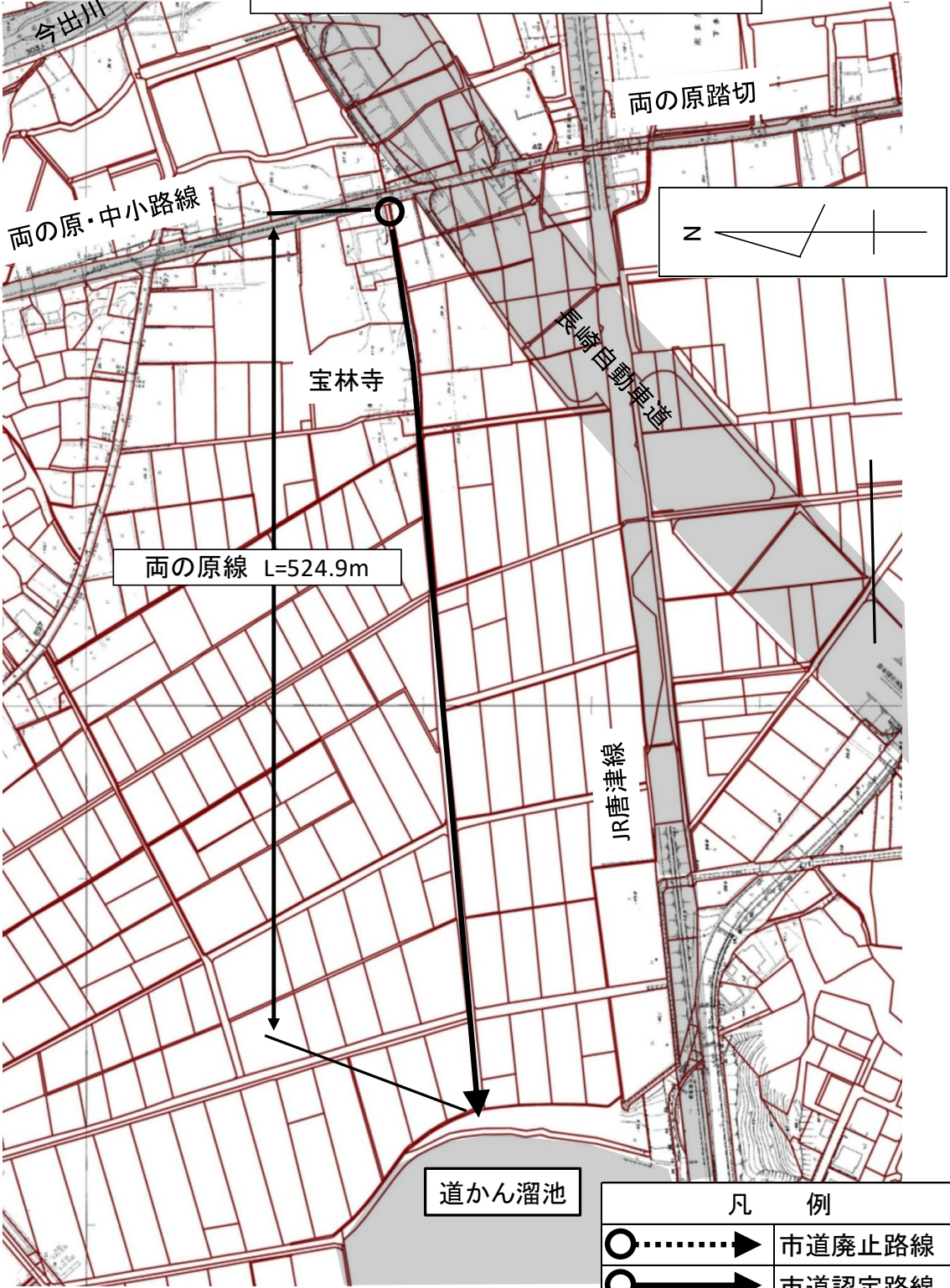


凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線



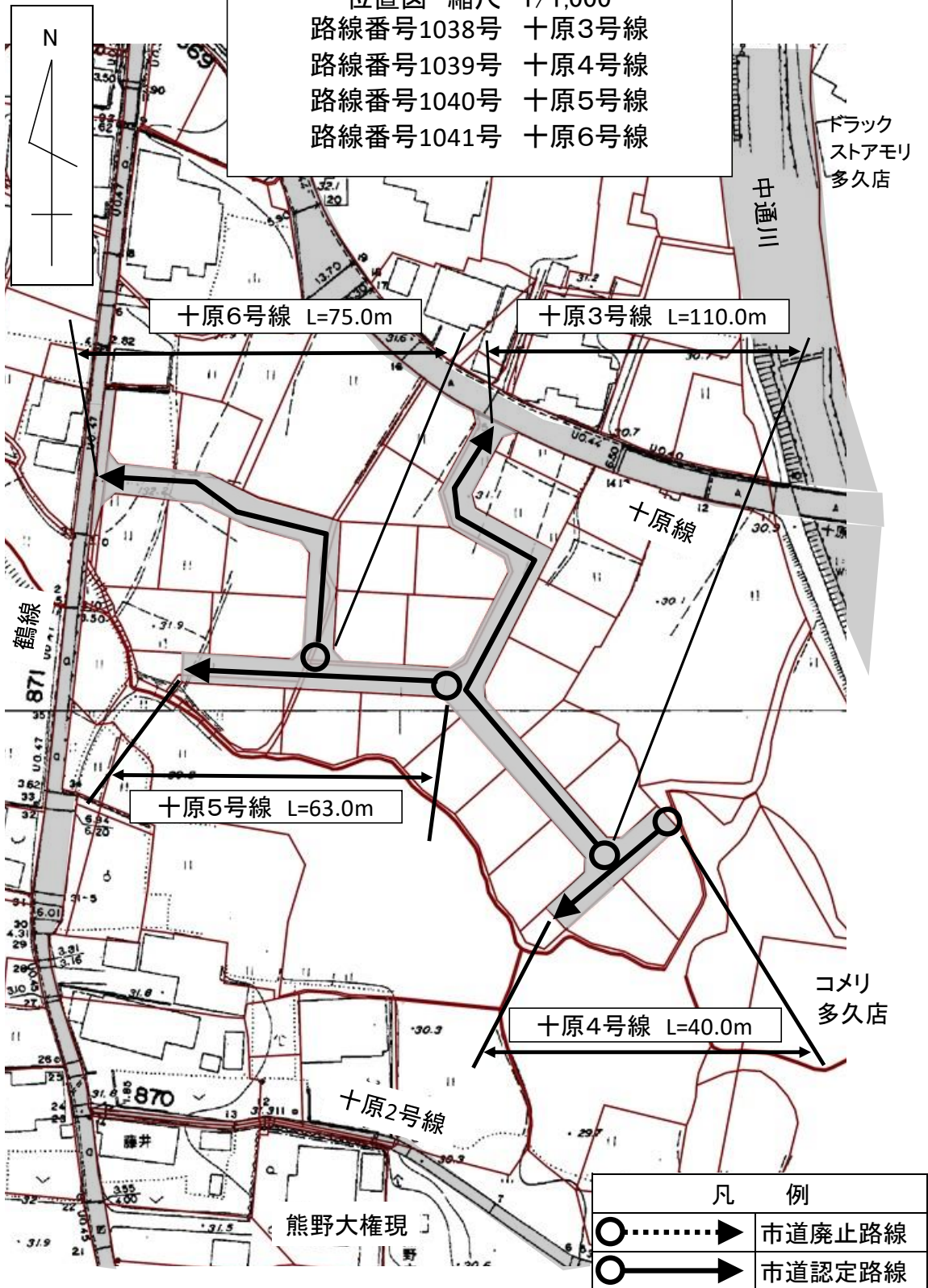


議案甲第11号 参考資料  
 位置図 縮尺 1/2,500  
 路線番号898号 両の原線





議案甲第11号 参考資料  
 位置図 縮尺 1/1,000  
 路線番号1038号 十原3号線  
 路線番号1039号 十原4号線  
 路線番号1040号 十原5号線  
 路線番号1041号 十原6号線



凡 例	
○-----▶	市道廃止路線
○————▶	市道認定路線

至メイプル  
タウン

議案甲第11号 参考資料  
位置図 縮尺 1/1,000  
路線番号1042号 両の原4号線  
路線番号1043号 両の原5号線  
路線番号1044号 両の原6号線  
路線番号1045号 両の原7号線

